

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 還付申告書の提出期限

Q：私は、サラリーマンですが昨年新築住宅を取得し入居しましたので、住宅取得等特別控除の申告をしようと思っています。これを機会に過去の年分を調べたところ、医療費控除を受けることができるものがあります。何年前までさかのぼって、還付申告書を提出できますか。

A：所得税法上確定申告書を提出する義務がない場合で、源泉徴収税額等が納めすぎになっている場合には、その納めすぎになっている税額を還付してもらう申告書はその年の翌年1月1日から5年間提出することができます。したがって、平成8年中に還付申告書を提出し還付を受けることができるのは、平成3年分以降のものとなります。

また、確定申告書の提出義務がある場合の確定申告書の提出期限は、その年の翌年2月16日から3月15日までとされていますから、このような場合には還付申告書の提出ができるのは、2月16日から5年間となります。

ただし、以上の取扱いは、すでに還付を受けようとする年分の確定申告書の提出がされていない場合に限られます。

確定申告した確定申告義務者は還付申告はできず、この場合、更正の請求をして還付を受けることになります。

なお、確定申告の提出の義務が生じる者かどうかは、還付申告を受けようとする年分において確定申告義務者であったかどうかによります。

